

入札公告

簡易水道固定資産台帳等共同整備業務の委託契約について、一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により次のとおり公告します。

令和2年4月28日

奈良県知事 荒井 正吾

第1 競争入札に付する事項等

- | | | |
|----|----------|---|
| 1 | 業務名 | 簡易水道固定資産台帳等共同整備業務 |
| 2 | 業務場所 | 奈良県内 |
| 3 | 業務概要 | 簡易水道事業を行う10事業体の固定資産台帳等整備業務 |
| 4 | 業務期間 | 契約締結日から令和5年3月20日まで |
| 5 | 予定価格 | — |
| 6 | 最低制限価格 | — |
| 7 | 入札保証金 | 免除 |
| 8 | 契約保証金 | 奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第19条に定めるところによる |
| 9 | 入札方法 | 郵便入札（一般競争入札） |
| 10 | 入札回数 | 1回 |
| 11 | 落札者の決定方法 | 予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者 |

第2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる1から8までに該当する者が、この入札に参加することができます。

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- 2 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止措置を受けていないこと。
- 3 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続き開始の申し立てをしていない者又は申し立てをなされていない者であること。（更生手続き開始の決定を受けた者を除く。）
- 4 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申し立てをしていない者であること。
- 5 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条の再生手続き開始の申し立てをしていない者又は申し立てをなされていない者であること。（再生計画の認可の決定を受けた者を除く。）
- 6 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月27日奈良県告示425号）による競争入札参加有資格者のうち、営業種目「Q4:検査・分析・調査業務」に登録していること。
- 7 過去5年間（平成27年4月1日～令和2年3月31日）に、国、地方公共団体、独立行政法人から、水道施設台帳または固定資産台帳の整備業務を受託し、同期間内に履行を完了した実績を有すること。
- 8 配置技術者：管理技術者及び照査技術者を配置すること。
なお両技術者は、次の①、②のいずれかの資格を有すること。
①技術士：総合技術監理部門（上下水道）又は上下水道部門「上水道及び工業用水道」
②シビルコンサルティングマネージャ：「上水道及び工業用水道」

第3 入札参加資格の確認

1 入札に参加しようとする者は、入札説明書で示すとおり、入札参加資格確認申請書及び必要な書類等（以下「入札参加資格確認申請書等」という。）を提出しなければならない。

① 提出方法

奈良県水循環・森林・景観環境部水資源政策課水循環政策係に1部郵送すること。

〒630-8501 奈良市登大路町30番地

② 提出期限

令和2年5月19日（火）午後4時

2 入札参加者は、入札参加資格確認申請書等に関して奈良県から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

第4 入札日程

手 続 等	期間・期日・期限	場 所 等
入札説明書等の交付 ※奈良県ホームページからダウンロードしてください。	令和2年 4月28日（火） ～ 令和2年 5月22日（金）	ホームページアドレス http://www.pref.nara.jp/55092.htm
仕様書等の閲覧 ※奈良県ホームページからダウンロードしてください。	令和2年 4月28日（火） ～ 令和2年 5月22日（金）	ホームページアドレス http://www.pref.nara.jp/55092.htm
仕様書等の閲覧 ※電子閲覧において数字等が不鮮明な場合のみ	令和2年 4月28日（火） ～ 令和2年 5月22日（金） 午前9時～午後4時（正午から午後1時までを除きます。）	奈良県奈良市登大路町30 奈良県水循環・森林・景観環境部 水資源政策課 水循環政策係
仕様書等に関する質問	令和2年 5月11日（月） 午後4時まで <u>質疑書をFAXすること。送信した確認を電話にて必ず行うこと。</u>	奈良県奈良市登大路町30 奈良県水循環・森林・景観環境部 水資源政策課水循環政策係 ～FAX (0742-27-6395)
質問に対する回答 ※奈良県ホームページに掲載します。	令和2年 5月14日（木） （予定）	ホームページアドレス http://www.pref.nara.jp/55092.htm
入札参加資格申請書等の提出	令和2年 5月19日（火） 午後4時まで（期限までに到着したもののみ有効）	奈良県奈良市登大路町30 奈良県水循環・森林・景観環境部 水資源政策課水循環政策係

入札書の提出	令和2年 4月28日(火) ～ 令和2年 5月22日(金) 午後4時まで(期限までに到着したのもののみ有効。) <u>書留郵便に限ります。</u>	※封筒には、「簡易水道固定資産台帳等共同整備業務に係る入札書在中」と朱書きしてください。
開札(くじ) <u>※入札書提出者のうち、立会を希望される方は立会をしてください。(代理人が立会う場合は、委任状を持参してください。)</u>	令和2年 5月25日(月) 午前10時30分 ※くじを行う場合、開札に引き続いて行います。	開札場所 奈良県奈良市登大路町30番地 奈良県庁舎6階 入札室

※ 上記の期間は、奈良県の休日定める条例(平成元年3月奈良県条例第32号)第1条第1項に規定する県の休日及び正午から午後1時までを除きます。

第4 契約締結後、受注者が次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を解除することがあります。

また、契約を解除した場合は、違約金支払義務が生じます。

- ① 役員等(法人にあっては役員(非常勤の者を含む。)、支配人及び支店又は営業所(常時建設工事等契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。))の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。))が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。))第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。))であると認められるとき。
- ② 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。))又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ③ 役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。
- ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- ⑤ 前2号に掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- ⑥ この契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約(以下「下請契約等」という。)に当たって、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- ⑦ この契約に係る下請契約等に当たって、第1号から第5号までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合(前号に該当する場合を除く。))において、発注者が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。
- ⑧ この契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を発注者に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

第5 平成27年4月1日に奈良県公契約条例(平成26年7月奈良県条例第11号。以下「条例」という。))が施行されました。本業務を受注しようとする者は、条例で規定される以下の遵守事項等を理解した上で受注してください。

- ① 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- ② 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
 - ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。）の支払を行うこと。
 - イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
 - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- ③ 本業務の一部を、他の者に請け負わせようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。

第6 その他

1 落札者の決定方法等

予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

落札者となるべき同価格の入札者が2者以上ある場合は、「くじ」により落札者を決定します。ただし、「くじ」を辞退することはできません。

ア 「くじ」は、2回行います。

1回目のくじは、くじを引く順番を決定します。

2回目のくじで落札者順位を決定します。

イ くじを引くとき当該会社の立会者等がない場合は本入札に関係しないものが代理として「くじ」を引きます。

2 入札の無効

第2に定める競争入札に参加する者に必要な資格のない者が行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効又は失格とします。

3 問い合わせ先等

問い合わせ先

〒630-8501 奈良市登大路町30番地

奈良県水循環・森林・景観環境部水資源政策課水循環政策係

電 話 0742-27-8489（直通）

FAX 0742-27-6395

4 その他

詳細は、入札説明書によります。